



2025 年 10 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社芝浦電子
代 表 者 名 代表取締役社長社長執行役員 葛西 晃
(コード番号 6957 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 執行役員経営企画本部長 星ノ谷 行秀
電 話 番 号 048-615-4000

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025 年 12 月下旬に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を招集する場合に必要な基準日の設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025 年 11 月 12 日（水曜日）（以下「本基準日」といいます。）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主とし、以下のとおり本基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日 : 2025 年 11 月 12 日（水曜日）
- (2) 公告日 : 2025 年 10 月 28 日（火曜日）
- (3) 公告方法 : 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<https://www.shibaura-e.co.jp/announcement/>

2. 本臨時株主総会の開催日及び付議議案等について

当社が 2025 年 5 月 21 日に公表した「YAGEO Electronics Japan 合同会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明（留保）のお知らせ」（その後の訂正内容を含みます。）においてお知らせいたしましたとおり、YAGEO Corporation が設立した中間持株会社である YAGEO Electronics Japan 合同会社（以下「YAGEO Electronics Japan」といいます。）が 2025 年 5 月 9 日から実施しておりました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付けの結果、YAGEO Electronics Japan が当社株式の全て（ただし、YAGEO Electronics Japan が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得するに至らなかったため、当社は、YAGEO Electronics Japan の要請により、本臨時株主総会を招集し、本臨時株主総会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）第 180 条に基づき、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うこと等の議案を付議する予定です。なお、YAGEO Electronics Japan は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

なお、本臨時株主総会の開催日時及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第、改めてお知らせいたします。

以 上